



大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県清掃連合会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）大規模災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、大規模なものをいう。

（2）災害廃棄物

大規模災害により発生する廃棄物（津波により発生する堆積物を含む。）並びに被災者及び避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。

（3）災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに付随する業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合（以下「被災市町村等」という。）が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村等からの協力要請があり、乙の協力が必要なときは、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の協力要請は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等の文書による要請が困難な場合は、口頭により要請し、後に速やかに文書を送付するものとする。

（1）市町村名

（2）協力内容

（3）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村等が実施する災害廃棄物の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（発災後の情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等の必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、協力可能な人員、車両及び資機材の数量を甲に報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条第1項に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用については、原則、当該処理に係る被災市町村等が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(資機材等の状況の報告)

第8条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数量を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲においては和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては一般社団法人和歌山県清掃連合会事務局とする。

(その他)

第11条 この協定に疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸



乙 和歌山県和歌山市南大工町26番地 環境会館3階
一般社団法人和歌山県清掃連合会
会長 吉村英夫

